

## 高知市告示第195号

### 高知広域都市計画市場の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年12月22日

高知市長 桑名龍吾

#### 1 都市計画の種類

高知広域都市計画市場（2号高知市中央卸売市場）  
(3号高知県中央青果市場)

#### 2 都市計画を定める土地の区域

2号高知市中央卸売市場

変更する部分

高知市弘化台の一部

3号高知県中央青果市場

変更する部分

高知市鴨部一丁目の一部

#### 3 縦覧場所

高知市本町五丁目1番45号 高知市役所都市建設部都市計画課